

開かれた議会をめぐります

議長選挙についてこの報道に答えて



議長 荒松 廣志

平成21年5月11日の第4回臨時会で執行された

「議長選挙」での議事運営について、5月中旬に山陰中央新報のコラム欄と日本共産党大山町委員会機関紙「明るい大山」にとりあげられました。

山陰中央新報の記事の内容は、「議長選挙が本会議場で行われた。臨時議長は、議長立候補者に所信表明を呼び掛けたが、立候補者は意思の表明だけ行なった。投票の直前、ある新人議員が、所信表明を求めて異を唱えたが議事は進行された。さらに別の新人議員が、重ねて異議を唱えかけたが、それも強引に押し切

られてしまった。新人であるうと、町民の重い意思を背負う一人の議員であり、その声に耳を貸すことなく頭ごなしに踏みこむような議会運営は、許されるべきでない。」というものでした。

あたかも、横暴な議事運営や新人議員の意見の封殺があったかのような報道に対して、このまま看過すれば、風評により議会の品位や権威が著しく損なわれ、議会不信につながる恐れがあることから、6月定例議会の冒頭に、この問題に関する議会の見解を町民のみなさんに申し述べ、双方の発行責任者に文書で抗議を行いました。

議会は、多くの法令や規則に基づき運営されており、当然今回の議長選挙も関係法令やマニユールに従い執行しました。少し詳しく説明しますと、議長選挙は、地方自治法で規定されていますが、議員の互選によって行われるもので、必ずしも立候補者の意思表明を要件としておらず、公職選挙法の一部は準用されるものの、本会議場での立候補の届出や所信表明を行うことは想定されていません。つまり、立候補の意思があるなしに関わらず、議員全員が議長の候補者であり、選挙による最多得票者が、議長になるよう規定されているため、この点が、公職選挙法に基づき執行される町長や町議会議員選挙とは、大きく異なっています。また、議会議事規則第60条は議長が「選挙及び表決の宣告後は何人も発言を求めることができない。」と規定しています。所信表明を求めた議員の発言は、臨時議長が「選挙の宣告」をした後の発言で、本来認められない発言であります。さらに、別の新人議員が重ねて異議を唱えたが、議事は進行し、強引に押し切られたと記事にありますが、この議員の発言内容は「すみません、先程ほどの話のなかでねえ、あのやっぱり。」というものでした。

議会では言論の府といわれるように、議員活動の基本は言論であることは十分に認識をしています。議長、何番」と呼称し、議長の許可を得たのち、発言するよう規定しています。今回のように例え発言を行っても、議長の許可を得ない発言は、従前から、議会のルールを無視した発言、単なる野次として取り扱われており、新人議員の意見を封

殺や無視したということではありません。

これらの報道により、あたかも、大山町議会が、閉鎖的で、横暴かつ無法な議会であるかのような印象を、町民のみなさんに与えたことは誠に残念ではあります。誤解を与えに至った今回の議事運営を大いに反省し、議会が新たに設置した「議会改革調査特別委員会」の場で、議会運営や

規則などについて改善を検討し、開かれた議会を追求していきたいと考えています。さらには、町民のみなさんの「知る権利」、議会の「知らせる義務」を果たすため、議会だよりの充実や大山3チャンネルによる臨時議会の放映、各種委員会の紹介などに取り組み、議会の透明性をより高めてまいります。

参考資料

○議長・副議長選挙で立候補の所信表明を本会議で行うことの可否
〔問題〕改選後の初議会において、議長・副議長の選挙を投票で行うこととし、立候補を届け出た者から所信を聞き、投票の参考とすることとした。所信を本会議で述べることができるか。

〔決定〕議長・副議長の選挙は、地方自治法第103条に基づき「議員の中から選挙しなければならぬ。」とされており、立候補の有無にかかわらず、議員全員が候補者となる。したがって、立候補の意思の有無にかかわらず、最多得票数を得た者が当選者となる。

議会が行う選挙は、地方自治法第118条の規定で、「公職選挙法第46条第1項及び第1項（投票の記載事項、投函）、第47条（点字投票）、第48条（代理投票）、第68条第1項（無効投票）、第95条（当選人）」のみが準用され、その他の規定の準用はないため、本会議での立候補届出や所信表明を行うことは想定されていない。

会議規則では、第26条（選挙の宣告）の規定による宣告の後には、第60条の規定で、「選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。」とされていることから、本会議での立候補者の所信表明を行う余地はない。

（株）ぎょうせい発行「地方議会議事務提要」から抜粋